

独立行政法人日本スポーツ振興センター 中期目標 新旧対照表

・変更部分は下線。

中期目標 (変更後)	中期目標 (変更前)
<p>&lt;序文&gt; (略)</p> <p>&lt;前文&gt; (略)</p> <p>I 中期目標の期間 (略)</p> <p>II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 スポーツ施設の運営・提供 (略)</p> <p>2 国際競技力向上のための研究・支援等 (略)</p> <p>3 スポーツ振興のための助成                      スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票による助成の実施に当たっては、両制度創設の趣旨及びスポーツ基本計画等の国の施策を踏まえ、安定的・計画的な助成に配慮しつつ、効果的な助成を行う。</p> <p>(A) 助成財源の確保                      (1) (略)                      (2) スポーツ振興基金又は、スポーツ振興投票の制度が国民に理解され、両制度が広く社会に浸透するよう工夫を行う。                      スポーツ振興くじの販売に当たっては、青少年の健全育成に配慮する観点から、適切な販売が行われるよう、定期的な調査・販売員</p>	<p>&lt;序文&gt; (略)</p> <p>&lt;前文&gt; (略)</p> <p>I 中期目標の期間 (略)</p> <p>II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 スポーツ施設の運営・提供 (略)</p> <p>2 国際競技力向上のための研究・支援等 (略)</p> <p>3 スポーツ振興のための助成                      スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票による助成の実施に当たっては、両制度創設の趣旨及びスポーツ基本計画等の国の施策を踏まえ、安定的・計画的な助成に配慮しつつ、効果的な助成を行う。</p> <p>(A) 助成財源の確保                      (1) (略)                      (2) スポーツ振興基金又は、スポーツ振興投票の制度が国民に理解され、両制度が広く社会に浸透するよう工夫を行う。                      スポーツ振興くじの販売に当たっては、青少年の健全育成に配慮する観点から、適切な販売が行われるよう、定期的な調査・販売員</p>

<p>の研修等を行う。また、特に国際大会等の試合を対象としたくじの販売に当たっては、試合の指定や結果の確認等を適切に行う。</p> <p>(B) 透明性の確保等 (略)</p> <p><u>4 スポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務</u>  <u>スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を実施する。</u></p> <p><u>5 災害共済給付事業</u> (略)</p> <p><u>6 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供等</u> (略)</p> <p>III 業務運営の効率化に関する事項 (略)</p> <p>IV 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>V その他業務運営に関する重要事項 (略)</p>	<p>の研修等を行う。</p> <p>(B) 透明性の確保等 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 災害共済給付事業 (略)</p> <p>5 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等 (略)</p> <p>III 業務運営の効率化に関する事項 (略)</p> <p>IV 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>V その他業務運営に関する重要事項 (略)</p>
--	---